

別表（第3条関係）

	種 目	対 象 者	耐用年数	基準額
介護訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上（介助を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者等	8 年	154,000 円
	体位変換器		5 年	15,000 円
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上（介助を要する者に限る。）又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	4 年	159,000 円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害1級以上（介助を要する者に限る。）	5 年	82,400 円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級以上（介護を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者等	5 年	19,600 円
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級以上（介護を要する者に限る。）又は自力で排尿できない難病患者等	5 年	67,000 円
	訓練椅子（児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則3歳以上の者。）	5 年	33,100 円
	訓練用ベッド（児のみ）	下肢若しくは体幹機能障害2級以上（介助を要する者に限る。）又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	8 年	159,200 円
自立生活支援用具	入浴補助具	下肢若しくは体幹機能障害又は入浴に介助を要する難病患者等	8 年	90,000 円
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は常時介助を要する難病患者等	8 年	4,500 円
	便器(手すり付き)		8 年	5,400 円
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢又は体幹機能障害	3 年	3,000 円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害又は下肢が不自由な難病患者等	8 年	60,000 円
	頭部保護帽	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害又はてんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害者（児）・精神障害者	3 年	12,200 円
	トイレチェアー	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害又は通常の便座上で坐位を保てない難病患者等	8 年	81,000 円
	特殊便器	上肢障害2級以上又は上肢機能に障害のある難病患者等	8 年	151,200 円
	火災報知器	障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な障害者又は難病患者等(障害者のみの世帯及びそれに準ずる世帯)	8 年	15,500 円
	自動消火器		8 年	28,700 円
	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びそれに準ずる世帯）又は18歳以上の知的障害A	6 年	41,000 円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	10 年	7,000 円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	10 年	87,400 円
	浴槽(設置工事を伴わない簡易浴槽)	下肢又は体幹機能障害2級以上	8 年	58,300 円

在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腹膜透析を行う者	5 年	51,500 円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器障害 3 級以上若しくは同程度の障害を有する者 で医師の意見書によって必要と認められるもの又は呼吸器機能に障害のある難病患者等	5 年	36,000 円
	電気式たん吸引器		5 年	56,400 円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険による在宅酸素療法者	10 年	17,000 円
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上	5 年	9,000 円
	視覚障害者用体重計		5 年	18,000 円
	音声血圧計		5 年	15,000 円
	パルスオキシメーター （動脈血中酸素飽和度測定器）	人工呼吸器の装着が必要な身体障害者又は難病患者等	5 年	157,500 円
	正弦波インバータ発電機	呼吸器機能障害 3 級以上若しくはこれに相当する状態 にあると町長が認める者であって在宅で人工呼吸器を 常用していることを認める医師の意見書を有する者又は 難病患者等であって在宅で人工呼吸器を常用してい ることを認める医師の意見書を有する者	10 年	100,000 円
	ポータブル電源（蓄電池）		6 年	100,000 円
	DC/AC インバーター		6 年	100,000 円
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発音発語 に著しい障害を有するもの	5 年	98,800 円
	情報・通信支援用具（パーソナル コンピューター、タブレット端末 を使用するにあたり、障がい特性 に応じて必要となる周辺機器及 びアプリケーションソフト）	上肢障害又は視覚障害者	6 年	100,000 円
	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上（原則 18 歳以上）	6 年	383,500 円
	点字器	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	標準 7 年	10,400 円
			携帯 5 年	7,200 円
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上（本人が就労し、若しくは就学してい るか又は就労が見込まれる者）	5 年	63,100 円
	視覚障害者用ポータブルレコ ーダー（録音再生機）	視覚障害 2 級以上	6 年	85,000 円
	視覚障害者用ポータブルレコ ーダー（再生専用機）		6 年	35,000 円
	視覚障害者用音声 IC タグレ コーダー		6 年	59,800 円
	視覚障害者用活字文書読上げ 装置	視覚障害 2 級以上（原則学齢期以上）	6 年	115,000 円
	視覚障害者用時計（音声）	視覚障害 2 級以上	10 年	13,000 円
	視覚障害者用時計（触読）	視覚障害 2 級以上	10 年	10,300 円

	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者	8 年	198,000 円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発音・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5 年	71,000 円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害 2 級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	6 年	88,900 円
	人工喉頭（電動式）	喉頭摘出者で音声機能障害を有するもの	5 年	70,100 円
	福祉電話（貸与）	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者（原則 2 級以上）であって、コミュニケーション又は緊急時の手段として必要性があると認められるもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	業者と協議の上 決定
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	—	既存の点字図書 の単価
	人工内耳用電池	聴覚障害者で人工内耳装用者	—	2,000 円
	人工内耳用充電器		3 年	39,000 円
	人工内耳体外装置	5 年を超える期間人工内耳を装用する聴覚障害者（児）であって、損害保険に加入しているもの（損害保険又は医療保険の適用を受けられない者に限る。）	5 年	300,000 円
	人工内耳用イヤモールド	人工内耳を装用している者で、イヤモールドの使用が必要と認められるもの。	1 年	9,600 円
	人工内耳用乾燥器	聴覚障害者で人工内耳装用者	3 年	15,000 円
	人工内耳用乾燥剤		6 カ月	3,500 円
	人工内耳用マイクロホンカバー		1 年	4,200 円
	人工内耳用カバー（防水用）		1 年	6,000 円
	埋込型人工鼻（本体部分）	喉頭摘出者であって、音声機能障害を有し、常時埋込型の人工喉頭を利用するもの	1 年	51,900 円
	埋込型人工鼻（消耗部分）		—	23,100 円/月
排泄管理支援用具	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品）	ストーマ造設者、高度の排便機能障害者、高度の排尿機能障害者、脳原性運動機能障害又は先天性の脊髄疾患等かつ意思疎通表示困難者（原則 3 歳以上の者、医師の診断書等により確認のとれるもの）	—	12,000 円
	ストーマ用装具（蓄尿袋）	高度の排尿機能障害者 ストーマ造設者		12,000 円
	ストーマ用装具（蓄便袋）	高度の排便機能障害者 ストーマ造設者		9,200 円
	収尿器	高度の排尿障害者	1 年	男性用 7,700 円 女性用 8,500 円

住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢若しくは体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能障害に限る。）を有する者であつて、障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者）又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	—	200,000 円
-------	------------	--	---	-----------